

1 開会

【司会】

皆様、本日はお忙しいところありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度熊本県青少年問題協議会を開会いたします。本日、司会を担当いたしますくらしの安全推進課の植田と申します。よろしくお願いいたします。これから先は、着座にて進めさせていただきます。

本協議会は、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、公開により開会いたします。また、会議録を作成する必要がありますので、正確を期すため、会議内容を録音させていただきますので、ご了承をお願いいたします。なお、議事録は、県のホームページに後日掲載予定となっております。議事録の事前確認をご希望される方は、本協議会終了後に、事務局へお名前とメールアドレスをお伝えいただきますようよろしくお願いいたします。

それではまず、協議会用の配布資料のご確認をお願いいたします。上から順番に、次第、名簿、座席表、資料、審査表、審査図書の写し4部、以上でございますけれども、不足がございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。なお、小冊子の方は県警本部からの配布物でございます。

また、1点お願いがございまして、先ほど申し上げました資料のうち、図書の写しは、会議終了後に回収いたしますので、そのまま机の上に置かれてお帰りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本協議会について簡単にご説明させていただきます。協議会資料の17ページをお開けください。こちらの資料5「熊本県青少年問題協議会設置条例」をご覧ください。

本協議会は、第2条第1項第1号及び第2号にありますように、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するための必要な関係機関相互の連絡調整を行うために設立されたものです。具体的には、設置条例第2条第1項第3号にございますように、熊本県少年保護育成条例第20条の規定で、協議会の権限に属された事項の審査等を行っていただいております。

この属された事項には、優良興行等の推奨、有害興行、有害図書等、有害がん具類等、有害広告物の指定等についての答申がございます。

このうち、本日は、有害図書の指定について後程ご審議いただきますが、有害図書として指定された図書については、県公報に登載の上、書店等の関係機関に通知し、少年に販売等しないように、周知、依頼をするということになります。

2 局長挨拶

【司会】

続きまして、環境生活部県民生活局長がご挨拶を申し上げます。中川局長、お願いします。

【中川局長】

皆さんこんにちは。先ほどご紹介がありました、県民生活局の中川と申します。本日は大変ご多忙の中に、当熊本県青少年問題協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から、青少年行政に対しますご理解とご協力をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

本協議会につきましては、地方青少年問題協議会法の規定に基づきまして設置をされており、青少年の育成に関わりの深い関係機関の16名の皆様に委員としてご就任をいただいております。皆様にはそれぞれのお立場から、青少年の指導育成に関しまして、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。

さて、もうご案内の通り、インターネットの利用が日常となった現在では、様々な情報が容易に見られ、また、各種手続きについてもオンラインで可能になるなど、生活の利便性が向上してきました。

しかしその一方で、青少年が有害な情報に触れ、SNS等を介して犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性も高くなっております。

このような中、県では、青少年が安全にインターネットを使うことのできる環境づくりのため、フィルタリングの普及啓発活動を初め、例年開催しております家庭の日あった家族コンクールの中に、インターネットを安全に使うための家庭のルール「私達の1か条部門」を設け、小中学生がインターネットの安全利用について、家族と話し合う機会を作る取り組みなどを行っております。

またインターネットが普及拡大する一方で、依然として、書店には青少年の健全な成長への影響が危惧される図書が販売されております。これらの図書を、青少年が手に取ることがないように、販売を適切に規制することも重要でございます。

本日の議題では、お示しする図書を、有害図書として規制すべきか、ご審議をいただくこととしております。

今後も、委員の皆様方、関係者の方々のご理解、ご協力をいただきながら、青少年の健全育成に向けた取組みを推進して参りたいと思いますので、引き続き、お力添えをよろしく願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

【司会】

ありがとうございました。次に、名簿をお配りしておりますが、改めて各委員の皆様を名簿順にご紹介させていただきます。

まず初めに、熊本県議会経済環境常任委員会委員長、西山宗孝様です。

【西山委員】

西山でございます。いつもお世話になります。よろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、熊本保護観察所統括保護観察官、許斐隆祐様です。本日は所用にてご欠席です。

続きまして、熊本県教育庁県立学校教育局長、重岡忠希様でございます。

【重岡委員】

はい。よろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、熊本県警察本部生活安全企画課少年保護対策室長、平田美和様です。

【平田委員】

よろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、熊本家庭裁判所次席家庭裁判所調査官、山本誠己様でございます。

【山本委員】

よろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、国立大学法人熊本大学教育学部教授、田口浩継様です。

【田口委員】

田口です。よろしくお願いいたします。

【司会】

なお、田口様には、本協議会の会長を務めていただいております。

続きまして、熊本県子ども会連合会副会長、鏡純子様です。

【鏡委員】

鏡です。よろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、株式会社熊本日日新聞社地域報道本部社会担当部次長、鎌倉尊信様です。

【鎌倉委員】

鎌倉です。よろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、熊本県公立高等学校長会熊本県立熊本聾学校長、市原留美子様です。

【市原委員】

お願いいたします。

【司会】

続きまして、熊本県中学校長会熊本市立芳野中学校長、武藤敦子様です。武藤様は本日、少し遅れてこられるとのご連絡をいただいております。

続きまして、熊本県弁護士会弁護士、福井春菜様です。

【福井委員】

よろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、有限会社マリオネット代表取締役、村上奈美様です。

【村上委員】

よろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、熊本県PTA連合会会長、山口法子様です。

【山口委員】

よろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、熊本県公立高等学校PTA連合会理事、高橋由美子様です。

【高橋委員】

どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、熊本県書店商業組合顧問、澤栄美様です。

【澤委員】

よろしくお願いいたします。

【司会】

最後に、熊本県興行生活衛生同業組合理事、下田健様もいらっしゃいますが、本日

は所用にてご欠席でございます。

以上、本日まで出席の委員の皆様は、総数16名のうち、14名でございます。

4 議題

【司会】

続きまして議題に入りますが、本日の会議を開くにあたり、熊本県青少年問題協議会設置条例施行規則第3条第1項の規定について、委員の2分の1以上の出席がございしますので、本会議が成立することを確認いたします。

また、熊本県青少年問題協議会設置条例第5条第2項の規定によりまして、田口会長に議長を務めていただきたいと存じます。田口議長よろしくお願いいたします。議長席の方にご移動をよろしく申し上げます。

【田口議長】

委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。規定により、議長を務めさせていただきます田口でございます。どうぞよろしく申し上げます。会議の円滑な進行に努めて参りますので、皆様のご協力をお願いいたします。また、最後に、意見交換の時間が設けられておりますので、ぜひご発言をいただければと思っております。

それでは早速ですが、次第の4、議題であります有害図書の指定に入ります。有害図書の指定につきましては、当協議会に対し、県から3冊の図書について、指定に関する意見を求められております。事務局から有害図書の指定に関する説明がございしますが、条例と図書の内容を照らし合わせていただきまして、ご判断をお願いいたします。それでは事務局からご説明いただきます。お願いいたします。

【事務局】

私のほうから、議題の有害図書の指定についてご説明いたします。すいません、着座で説明させていただきます。

ホッチキス止めしている「熊本県青少年問題協議会資料」の2ページ目、「資料1」をご覧ください。本日は、四角で囲んであります3冊の図書について、審議をしていただきます。

まず、囲いの下の参考をご覧ください。熊本県少年保護育成条例の抜粋になります。条例第9条第1項では、知事が有害図書を指定できることを規定していますが、一番下の第20条に記載されておりますとおり、第9条第1項の有害指定をする場合は、熊本県青少年問題協議会の意見を聴かなければならないこととなっております。本日は、この

規定に基づき、皆様に審議をしていただきます。

それでは、有害図書等の指定について詳しくご説明します。3ページをご覧ください。初めに、条例第9条第1項において、図書等の内容の全部又は一部が、第6条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、当該図書等を少年に有害なものとして指定することができるかと規定されております。

この条例第6条第1項各号とは、1号が、「著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの」と規定され、2号が、「著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの」と規定され、3号が、「人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの」と規定されております。

そして、1号と2号には、それぞれ認定基準を設けています。1号の「性的感情を刺激し」とは、健全な一般人の社会通念から判断して、著しく性欲を刺激興奮させるものをいうとされ、「著しく性的感情を刺激するもの」の認定基準について、1「男女の肉体の全部若しくは一部を露骨に表現し、性的しゅうち又は卑わいな感じを与えるもの」、2「性行為、変態性欲に基づく行為若しくはわいせつな行為を露骨に表現し、又は容易に連想させるもの」、3「せりふ、説明若しくは口上又は歌曲類が、著しく卑わいな感じを与えるもの」、4「医学的、民俗学的その他学術的な内容であっても、性に関する描写若しくは表現が少年に対し卑わい又はせん情的な感じを与えるもの」、5「その他素材、描写又は表現が、前記各号と同程度に卑わいな感じを与えるもの」としております。

次に、2号の「著しく粗暴性又は残虐性を助長するもの」の認定基準は、1「社会道徳や法律に反する暴力を容認し、かつ、賛美するような描写をしたもの」、2「殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為を、模倣可能なように詳細かつ刺激的に描写したもの」、3「残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面や拷問、私刑、虐待等殺傷による肉体的苦痛又は言語等による精神的苦痛を刺激的に表現し、若しくは描写しているもの」、4「その他素材、描写又は表現が、前記各号と同程度に著しく粗暴性、残虐性を助長するもの」としております。

3号の「人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの」に関しては、認定基準はございません。

なお、先ほど、司会の植田からもありましたとおり、有害図書として指定された図書は、県公報に登載の上、書店等の関係機関に通知文を発出し、少年に販売等しないように依頼を行います。そして、これら有害図書を少年に販売等する行為は、条例で罰則が

設けられており、20万円以下の罰金又は料料に処することとなっております。

また、今回の図書には、シリーズで出版される隔月刊誌が含まれております。今回の有害指定で少年への販売等が規制されるのは、当該号のみとなりますが、有害指定された図書を書店等に通知することにより、有害指定後の号についても、書店等が区分陳列や少年への販売を自主的に制限する等の運用を行うことが期待されます。

次に、資料の4ページをご覧ください。今回、有害図書の指定について皆様に諮問するにあたり、直近の書店での販売状況を調査の上、事務局で有害と思われるものを選定しましたが、今回ご審議の対象となる図書3冊は、これら1号から3号のいずれか又は複数に該当するものと考えております。

それでは、それぞれの図書の内容について説明いたします。皆様のお手元のクリップ止めした資料が、図書の主な該当部分を抜粋してコピーしたものです。そちらをご覧ください。

初めに「電子工作傑作ガイド」についてご説明します。こちらは、株式会社三オブックスが発行する不定期誌で、別冊付録が付いております。掲載されている内容は、裏技、裏モノ、裏知識に関することをまとめたものになります。その中でも、盗聴や盗撮に必要な機具と手段などについて詳細に説明する記事があり、盗聴や盗撮への悪用が危惧される内容となっております。よって、3号の「人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発」に該当すると考えます。

次に、「裏マニアックス - 極太裏事典 - G I G A」についてご説明します。こちらも、株式会社三オブックスが発行する不定期誌で、別冊付録が付いております。掲載されている内容は、「電子工作傑作ガイド」と同様に、裏技、裏モノ、裏知識に関することをまとめたものになります。その中でも、違法にアップされた動画の紹介とその検索ワードに関するもの、ピックアップなどの解錠要領に関するもの、自動車盗難が危惧されるエンジン始動要領に関するもの、美人局の道具となるとして、必ず陽性反応がでる妊娠検査薬の紹介、盗撮への使用が危惧されるカメラの紹介があります。また、別冊には、マイナンバーカード、ビール券、運転免許証の複製に関するもの、ハッキングツールや解錠のための工具に関する記事があり、少年の犯罪を誘発するおそれのある内容となっております。よって、3号の「人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発」に該当すると考えます。

次に、「実話ナックルズ2月号」についてご説明します。こちらは、株式会社大洋図書が発行する隔月刊誌で、暴走族などの素行不良者に関するもの、薬物や犯罪に関わる記事などが掲載されています。具体的には、暴走族を容認し、かつ賛美するような記事、

大麻などの薬物に関する記事、儲かるとして犯罪に関わるおそれのある行為の紹介があります。よって、2号の「著しく粗暴性又は残虐性を助長」及び3号の「人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発」に該当すると考えます。

お配りした資料による説明は以上です。この3冊について、御説明した理由から、青少年の健全な育成を阻害するものと判断いたしました。実際の図書も各1冊ございますので、実物を確認されたい方は挙手でお知らせください。事務局からお持ちいたします。

最後に、審査の方法について御説明させていただきます。お配りしております「審査表」をご覧ください。初めに、審査表に氏名をご記入いただき、図書ごとに、有害と認定する場合は「有害」にマルを、有害認定に至らないと判断される場合は「否決」にマルを、どちらとも判断しがたい場合は「保留」にマルをお願いします。また、有害にマルを付けられた場合は、判断理由について、該当する1号から3号の四角にチェックをお願いします。複数の理由がある場合は、該当するすべての号にチェックをお願いします。3冊すべての判断を記載されましたら挙手をお願いします。事務局で審査表を回収させていただきます。

なお、熊本県青少年問題協議会設置条例施行規則第3条第2項において、「協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」と規定されております。本日は、14名の委員の皆様には審査をいただきますので、8名の委員の方が「有害」として認定した図書は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害図書であるとの協議会の意見となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

【田口議長】

はい、ありがとうございます。ただいまの説明、何かご質問ご意見は、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今からの手順ですが、先ほど事務局から説明がありました通り、審査の結果については、お手元の審査表に、有害、否決、保留の区分に従って、どれか1つに丸をつけていただきたいと思います。実物の図書をご覧になりたい方は事務局に実物があるということです。挙手をお願いいたします。また、審査が終わりましたら、挙手をしていただきますと、事務局の方が回収に来てくださいます。それでは、委員の方は、それぞれ審査をお願いいたします。時間をしばらくとりますのでよろしくお願いいたします。

【図書の審査】

【田口議長】

審査は終了されましたでしょうか。それでは、今から事務局の方で集計をしていただ

きますが、集計の結果が出るまで、しばらく時間をとりたいと思います。前の方の時計で、24分から再開したいと思います。しばらく休憩に入ります。

【休憩】

【田口議長】

集計結果が出ましたので、続きを始めてよろしいでしょうか。

まず、「電子工作傑作ガイド」ですが、有害とされる表が14票でした。全員有害とする表です。2つ目の「裏マニアックス極太裏事典」についても14票が有害、3つ目の「実話ナックルズ 2月号」についても、14票が有害となっております。それでは、この3冊については有害とする判断でよろしいでしょうか。（異議がないことを確認）

ありがとうございます。この意見で県に回答させていただきます。

5 報告事項

【田口議長】

続きまして、次第の5、報告事項に入ります。（1）の少年非行概況につきまして、熊本県警察本部の平田委員からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

【平田委員】

改めまして、皆さんこんにちは。警察本部生活安全企画課少年保護対策室長をしております平田と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料の5ページと6ページに、昨年1年間の令和6年中の少年非行概況について、統計資料を記載させていただきました。

資料について、私が今年の春にこちらの少年保護対策室に参りまして、概ね1年になるのですが、その間に感じたところも含めまして、説明をさせていただきたいと思いません。

お手元の資料の最初の方ですが、昨年1年間の暫定数でありますけれども、熊本県内の刑法犯少年、刑法に反した少年の検挙補導人員数は、14歳未満の触法少年を含めて398人となっております。これについては、前年比プラス56人ということで、平成16年から令和2年のコロナ禍までの間に減少を続けていたのですが、ここ3年ほど右肩上がりの増加傾向となっております。

これは、犯罪の被害届の出た刑法犯認知件数、これとも、概ね連動しております。当初は、コロナ禍の反動で元に戻っているのではないかというふうに言われておりましたが、正直なところ、何で増えているのかという、はっきりとした理由は分かりません。スマートフォンの普及により、子どもたちがスマートフォンをたくさん持つことによっ

て、例えば、スマートフォンを利用したいじめの中での名誉毀損であるとか、そういった犯罪も増えていますし、それを利用した盗撮なんかも増えているということで、このような背景があるのかもしれませんが、じゃあなぜそれが数年前と変わって増えているのかという明確な、いわゆる原因については、数字上の分析が難しいところで、警察庁もなぜかという理由までは、なかなか特定できないということが現状かと思います。

今申しましたように、数が増えているのが現状ということで、少子化の中でも、子どもたちが非行に及ぶ数は決して少なくはないということ、意識していく必要があるのかなと感じているところです。

とは言いましても、平成一桁の頃からすると少年非行を犯して捕まる子どもの数は約10分の1です。当時は熊本県内の刑法犯少年は3000人ほどでしたので、この時代からすると、数がものすごく減っているということが数字上では言えます。

資料の真ん中付近の主な検挙事例や、(2)の罪種別にもあります通り、昨年1年間で、強盗や不同意性交等罪などの凶悪犯が14人で、令和5年の4人からすると、大きく増加しております。この1つの原因として、不同意性交等罪などは法律が改正されて、被害申告がしやすくなったという背景もあるのかなと考えているところです。

同じように、一番右から2列目の風俗犯なんですけども、令和5年の6人から、令和6年は30人と大幅に増加しています。これについても不同意わいせつなどが、昔は強制わいせつと言っていましたが、法改正があって、被害者の方が被害届を出しやすくなった、そういった背景もあって、この不同意わいせつ事件などが増えたのではないかと考えております。

こういったことによって、凶悪犯や風俗犯が大幅に増加しているのではないかとこのように分析しているところです。

万引きなどは、一昨年まで増えていたんですけど、昨年1年間だけでいうと、万引きなどの窃盗犯は若干減っております。しかし、その分他の事件が増えているという状況です。

また、いわゆるスマートフォンを使った盗撮ですが、これは、法改正により性的姿態撮影罪を適用するということが刑法犯になり、これまでは熊本県迷惑防止条例違反という特別法犯で検挙していたのですが、刑法犯の方にカウントされるようになった関係で、数的には増加しているのではないかと考えているところです。

学職別は、中学生、高校生が全体的に増えていると思われそうですが、全般的に同じぐらいの割合で、特に変わりはないかなという状況です。

次のページの薬物乱用少年ですが、こちらについては、一昨年、令和5年が、大麻

での検挙が多かったのですが、令和6年は、一昨年に比べると半減しております。ただし、やはり大麻を利用した少年の事件は確実に発生しているという状況です。

その次の3の福祉犯の検挙状況ですが、福祉犯とは、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、少年の福祉を害する犯罪ということで、例えば児童買春、児童ポルノ禁止法違反とか、或いは少年保護育成条例の少年の深夜連れまわしや、みだらな性行為などといった行為が、福祉犯と言われるものの例としてあります。昨年1年間は、81人を検挙しており、令和5年に比べると大幅に増加しております。これについて、実感としてもものすごく多いのは、やっぱり児童ポルノです。例えば、高校生の男の子が、女の子に児童ポルノを自分で撮って送らせるように求める例などもありますし、また、インターネットで知り合った人に送らせられるというケースも多くあります。こういった事件について身近に見聞することは少なく、なかなか皆様の実感としては少ないかもしれませんが、警察の方で、警察安全相談とあって、一般の方からの不安や困りごとの相談を受けるのですが、その中でも、このような相談は数多くあっております。少年保護対策室の肥後っ子テレホンという相談窓口にも、そういった相談が、やはり年間を通じて、親御さんや子どもさんから寄せられており、このような犯罪が、以前と変わらない状況で発生しているということが言えるところであります。

このような状況を踏まえて、お手元に配布している「スマホに弱い大人の教科書」を、毎年改訂して、作成してるところです。お時間がある時に目を通していただければと思います。QRコードでデータでも見られます。令和7年1月版ということで、つい最近改訂したばかりなのですが、一昨年のものに比べると、今回作り直したのは、闇バイトについて追加させていただいております。

少し福祉犯の話から逸れますけれども、昨年、熊本県内で高校生が闇バイトに関与して検挙されるというニュースを耳にされたかと思います。闇バイトに関する広報啓発活動、子どもたちへの注意喚起というのは、これからものすごく力を入れていくべきところと県警の方でも考えておられて、この小冊子の20ページに、闇バイトに関するページを作ったというところであります。皆様方が、保護者の方とかに会われる機会があれば、こういった資料があることを教えていただくと、大変ありがたいと思います。

以上で、簡単ではありますが、昨年1年間の非行情勢のご説明をさせていただきました。昨年春、少年保護対策室長として勤務することになり、非常にやりがいのある1年間を過ごした中で、実感として感じるのは、刑法犯少年が約3000人いた平成一桁の時代と、約10分の1になった今の令和の時代とで、非行の中身が変わってきているなという印象はあるのですが、根っこに関わる子どもたちの問題は、何ら変わりはない

ということです。

これまで私は、児童虐待の担当をしていた時期もございまして、児童虐待というものが、本当に深刻な課題として、通告件数は、毎年、増加しているところなんですけども、この非行少年の背景には、ほとんどの場合、多かれ少なかれ虐待という問題があるなどというのは、非常に強く感じてます。

平成一桁の時代、私自身がまだ無知であったために、子どもたちの非行の方にばかり目がいって、その背景の虐待というところに目が行き届かなかった時代があるんですけど、今、この立場になって、本当に一人ひとりの子どもを助けなくてはならない、どんな悪いことをしていても、その背景にやっぱり虐待、もしくはそれに近いもの、或いはいじめとか犯罪被害とか、そういったものが隠れているということを、少年問題に関わる者は知っていなくてはいけないということを、現在の勤務を通じて、改めて実感したところであります。

皆様方もそういった状況は十分ご存じかと思えますけれども、さらに連携を強化して、警察としましても、少年非行防止に取り組んで参りたいと思えますので、引き続き連携の方よろしくお願いいたします。以上です。

【田口議長】

ありがとうございました。質問は最後にまとめてとりたいと思えますので、次に参ります。(2) フィルタリング普及促進に対する取り組みにつきまして、事務局からご説明いただきます。お願いいたします。

【事務局】

事務局から、報告事項(2)のフィルタリング普及促進に対する取組について説明いたします。くらしの安全推進課では、熊本県少年保護育成条例に基づいたフィルタリングの普及促進を中心としまして、少年のインターネットの安全利用に向けた取組を推進しております。具体的には、7ページの資料3に記載しておりますとおり、主に2つの取組を行っております。

1つ目が、フィルタリング普及啓発チラシの作成・配布です。次の8ページをご覧ください。毎年、児童・生徒に、ネットやSNS利用にかかわる注意を呼びかけ、保護者へフィルタリング設定を促す趣旨のチラシを作成してございまして、例年、7月の夏休み前までに配布を行っております。配布については、県内の小中高すべての学校にチラシのデータを送付しまして、さらに、小学校高学年の児童分は、チラシの現物を送付いたしました。また、ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話大手3社に対してもチラシを送付し、販売店において、青少年が携帯電話を購入する際に配布をするよう依頼しており

ます。

今回のチラシは、おもて面に、主に児童を対象とする内容、裏面に主に保護者を対象とする内容で構成いたしました。おもて面には、児童の方が少しでも興味を引くように、キャラクター同士の会話のやり取りで、熊本弁を使った内容で構成しました。その中で、SNSに起因する事件の被害の現状と、児童に特に守ってほしいことを示しました。裏面には、被害児童数をグラフで示した上で、有害情報から子どもを守るのは保護者の義務であることや、家庭でのルールの必要性、ルールの例などを記載しております。今後も、効果的なフィルタリング普及促進に向けた取組を続けてまいります。

次に、9ページの令和6年度家庭の日あったか家族コンクールについて説明します。まず、家庭の日についてですが、県では、毎月第1日曜日を家庭の日としまして、楽しく明るい家庭づくり運動を展開しています。この運動の一環としまして、県、県教育委員会、青少年育成県民会議の主催によるあったか家族コンクールを開催しております。家族と過ごした思い出を表現した「絵につき」部門や「フォトにつき」部門のほか、インターネットを安全に使うための家庭のルール、「私たちの1か条」部門を設けて、作品を募りました。この「私たちの1か条」とは、県教育委員会が作成しましたくまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条の第5条に当たる部分で、家族と話し合っ考えるものになっております。つまり、「私たちの1か条」部門は、インターネットを安全に使うために、それぞれの家庭で決めるルールを募集するというものでありまして、本年度は、270点の応募がありました。先日、審査会を開きまして、この部門では、相良南小学校6年生の福永一葉さんの作品「触れ合おう！携帯置いて家族の時間」が最優秀賞に選ばれました。表彰式は、3月2日に県庁地下大会議室で開催予定となっております。

次に、少年のインターネット利用環境整備庁内推進会議構成各課の取組について説明します。県では、10ページ、11ページにありますとおり、少年のインターネットの安全利用に関係する各課で構成しております少年のインターネット利用環境整備庁内推進会議を設置しておりますが、それぞれの取組状況を12ページから13ページに記載しています。子どもたちが安全にインターネットを利用することのできる環境づくりのために、子ども自身への指導や講話活動のほか、子どもを守る保護者を対象とした取組、指導者を育成する取組など、それぞれの立場による取組を行っております。引き続き、子どもたちの健やかな育ちに関わる各課で連携し、少年のインターネット利用環境整備に取り組んでまいります。

フィルタリング普及促進をはじめとするインターネットの安全利用に関する取組につ

きまして、事務局からの報告は以上です。

【田口会長】

ありがとうございました。

続きまして、(3) 熊本県少年保護育成条例に基づく立ち入り調査につきまして、こちら事務局からご説明いただきます。

【事務局】

引き続きご報告させていただきます。報告事項(3)の熊本県少年保護育成条例に基づく立入調査について報告いたします。14ページの資料4をご覧ください。本年度は、8月にバッティングセンター、ボウリング場、ビリヤード場などの立入調査を実施しまして、11月に図書等販売店への立入調査を実施しました。

まず、8月に実施したバッティングセンターなどへの立入調査についてご報告いたします。対象店舗は、インターネットなどで把握した県内の15店舗になります。主な調査項目につきましては、資料に記載のとおり、深夜、この深夜とは午後11時から翌午前5時までとなっておりますが、深夜営業の実態、少年の深夜入場を制限しているか、少年の深夜入場を制限する掲示はあるか、少年の深夜入場を制限する掲示の大きさは規定に合致するか、この規定というのは、縦1メートル、横0.4メートルとなっております。

調査の結果、15店舗中9店舗が、深夜まで営業をしておりました。その中で、少年の深夜入場を制限していないと認められる店舗が2店舗ありましたので、指導を実施しました。深夜まで営業している9店舗のうち、少年の深夜入場を制限する掲示がない店舗が5店舗ありましたので、掲示をするよう指導を実施しました。また、少年の深夜入場を制限する掲示はあるのですが、規定の大きさに合致しない店舗が2店舗認められましたので、規定の大きさにするよう指導を実施しました。

次に、11月に実施しました図書等販売店への立入調査についてご報告します。対象店舗は、熊本市内を除く県内の店舗で、インターネットで確認した店舗や、各地域振興局員が把握している図書等販売店の55店舗になります。主な調査項目につきましては、資料に記載のとおり、有害図書等を取り扱っているか、少年に有害図書等の販売等をしていないか、成人向けコーナーを設けるなどにより、有害図書等を他の図書等と区分して陳列しているか、有害図書等は店内の容易に監視できる場所に置いてあるか、少年の目に触れさせない措置はとられているか、なお、この「少年の目に触れさせない措置」については、熊本県少年保護育成条例施行規則において、一つ目、有害図書等の陳列場所を、壁、カーテン、その他の物で仕切ること、二つ目、有害図書等を1冊ごとにビニ

ールにより包装して陳列すること、三つ目、有害図書等を概ね150センチメートル以上の高さに陳列すること、四つ目、有害図書等を背表紙のみが客に見えるように陳列すること、五つ目、その他の方法で有害図書等を少年の目に触れさせないようにすること、以上五つのうちの、いずれかの措置と規定されております。他にも調査項目として、有害図書等を陳列する場所に少年の購入及び借受けを禁ずる旨を掲示しているか、その掲示の大きさが規定に合致するか、となっております。

調査の結果、有害図書等を取り扱っている店舗については、55店舗中18店舗でした。なお、18店舗全てにおいて、少年への販売事実は認められませんでした。年齢の確認手段についても、特に問題は認められませんでした。区分陳列については、有害図書等を取り扱っている18店舗のうち、1店舗が不十分と認められましたので、指導を実施しました。有害図書等が店内の容易に監視できる場所に置いてあるかについては、18店舗全てにおいて、特に問題は認められませんでした。少年の目に触れさせない措置については、18店舗中1店舗が不十分であったため、指導を実施しました。少年の購入及び借受けを禁ずる旨の掲示については、18店舗中5店舗に掲示がありませんでしたので、指導を実施しました。また、この掲示はあるのですが、規定の大きさに合致しない店舗が7店舗認められましたので、指導を実施しました。なお、今回の調査で特に問題の無かった店舗に対しましても、条例について説明しまして、少年の健全育成に関して啓発を実施しております。

以上が、令和6年度の立入調査の報告となります。今後も、調査対象を選定しながら、実効ある立ち入り調査を続けてまいります。事務局からの説明は以上です。

【田口議長】

ありがとうございました。ただいま3件につきましてご報告いただきましたが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。もう少し深く教えて欲しいとか、そういう意見などありませんでしょうか。どうぞ。

【重岡委員】

フィルタリングの普及については、県教育委員会も取組みを進めています。これは数年前から言われているのですが、業者にフィルタリングをきちっとかけてもらって販売されているのですが、その途中で、子どもたちの間でフィルタリングを解除するということが、以前からも問題として挙がっておりまして、その解除した後、またフィルタリングをかけ直すという指導が、学校でもなかなかできていない状況があります。最近、フィルタリングは、きちっとかかればなかなか解除できない状況になっているのか、やはりいろんなところで解除がなされて、子どもたちの間で、できるような状況の環境に

あるのか、そこを少し教えていただければと思います。

【田口議長】

では、まず、事務局からお願いします。

【事務局】

すいません、私がフィルタリングの具体的な解除要領とか、そこを詳しく知らないところもあるんですけども、やはり技術的には、フィルタリングを設定した後、それを解除することも可能であると考えられますので、やはりそこは家庭の方とかに呼びかけや説明をして、家庭で、子どもさんの携帯電話を、家庭のルールであったりとか、チェックをするなどして、フィルタリングを解除しないようにという啓発活動が、私としては重要と考えております。今後もそういった啓発活動を通じて、安易に解除するなどといったことがないように、取組んでいきたいと考えているところであります。

【田口議長】

ありがとうございます。平田委員どうぞ。

【平田委員】

はい。私もフィルタリングについてはそこまで詳しくないんですけども、部下などから報告があった中で、子どもたちは、いわゆる携帯電話事業者から直接買う携帯電話機やスマートフォンばかりではなくて、SIMフリーを安い値段で買ってきて、WiFiさえ繋がればいいので、いわゆる通話機能がないものも持っているのだそうです。そういうところの事業者ですと、その割合までは分かりませんが、子どもたちは、フィルタリングの設定などないまま使っているという場合もあるそうです。

福祉犯罪でSNSなどを通じて被害にあった子どもたちについて確認すると、ほぼすべての被害にあった子どもたちは、フィルタリングを設定していない状況で、その入手したスマートフォンが、いわゆる大手の業者から買ったものなのか、それとも、さっき言ったようにSIMフリーのものを、ネットで簡単に手に入れたものなのかは分からないところがあるのですが、こういった実態がある中で、保護者の方々の意識改革もそう簡単ではないですし、事業者だけに言っても、おそらく難しいところがあるのかなというところではあります。やはり、それぞれに対する呼びかけや、子どもさん本人に、リスクや危険性を訴える啓発に、力を入れていくことが大切だと感じております。

【田口議長】

よろしいですか。

【重岡委員】

ありがとうございます。我々教育委員会の方でも、昨年度の子どもたちの暴力行為と

か、いろんな調査をやっているのですが、問題行動等では、やはりSNS絡みが非常に増えています。中学生で、以前は、スマートフォンを持っている子どもたちは、まだ3割4割とか言っていたのが、もう、5割6割を超えているものですから、そういう中で、中学校の現場等においても、やはりもうスマホは持ち込んだら駄目とか、購入しないとか、そういう時代ではありません。

どう指導していくのかというのが重要で、今、平田室長からもありましたが、学校でも、いろんな時間の中で話しをしたりしているのですが、家庭に協力をお願いしても、やっていただけたところは、出来ているのですが、なかなか、お願いしたいところには届かない、だから、中学校でも高校1年段階でも、盗撮とか、そういったことが非常に増えてます。

安易に裸の写真を送ったというものから、盗撮とか、今日の規制になった図書とかありましたけど、子どもたちが図書だけではなく、ネット上で、いろんな誤った情報を目にして聞いているというか、そこに我々学校側も追いついていないというのが現状で、このことについては、我々も非常に危機感を持っているところです。

また、平成の5、6年は、東バイパス等でも結構暴走行為があっていました。ここ数年、それがちらほらですね、週末にネットで広がって、昨年、一昨年あたりから、暴走行為をするような場面を、結構教育委員会でも把握をしております、そこは学校にはいろいろと言っているんですけど、今日はこの最後の雑誌ですね、まさに昭和時代のときの、特攻服を着て、そこに刺繍を入れてという、またあの時代に戻るみたいな危機感は、内部では共有しているところです。

ただ1つ違うのは、あの頃はまだ中学校も部活動があって、そういう子どもたちの背景を教員がしっかりと聞き取って、陸上やってみないか、ラグビー部にこないか、ボクシングをやってみないかとか、そういう形で、非行や暴走行為に走るような子たちを、部活動に入れて指導してきたという実態も実際あります。今後、中学校の部活動が地域移行になっていきます。高校の部活動はまだそのまま学校でやりますけど、だからそういったところが、学校でも、もうなかなか手が届きにくくなると、じゃあ後は家庭、警察、地域社会で、となったときに、少し心配しているところはあります。すいません長くなりましたが以上です。

【田口議長】

多くの問題提起をしていただきましてありがとうございます。関連して何かご質問どうぞ。

【村上委員】

フィルタリングに関する内容で、私、情報リテラシー関係のお話を小中学校でよくさせて頂いていただくのですが、その際に、フィルタリングという言葉自体に、拒否感がある保護者の方がすごく多いです。どうせフィルタリングをしても無駄なんでしょというところが1つ、もう1つが、フィルタリングをかけなさいと言われてかけましたが、そうすることによって、子どもが必要な情報を集められなくなりましたという障害も起こっております。

フィルタリングのかけ方が難しい、解除方法が難しいという保護者の方が、それを緩くすることも分からないまま、小学校1年から3年生ぐらいのときにかけたフィルタリングを、18歳までずっとその状態で使わせて、大学の情報が得られないとか、自分が欲しい情報が得られないというようなことが起きている。じゃあもう外してしまおうというような、そういった業者さんと保護者の方の最初の1回で、やりとりが途切れてしまうということがあります。

昨年言ったかもしれませんが、よく私の方にご相談いただく際、お勧めしてるのはGoogleファミリーリンクという、Googleが提供している、親が管理するツールです。これは、親のGoogleアカウントに子どものGoogleアカウントの紐付けができて、そのスマートフォンで、子どもが何時間触っているのか、何を触っているのか、夜10時以降はスマートフォンが起動しなくなり、朝6時までは一切使えないというような設定をしたりとか、任天堂スイッチが発売されたとき、任天堂スイッチには、既に親が管理できるペアレンタルコントロール機能がついていましたが、あれと全く同じものがGoogleにはあるんです。是非、教育現場の方でも、フィルタリングにプラスして、そういった管理ツールなどについて、声掛けしていただくのもいいのかなと思います。

【重岡委員】

ありがとうございます。

昨年も、ペアレンタルコントロールについては、各学校に、保護者にもしっかり言ってほしいということも含めて通知をしています。

Googleだけじゃなくても、ペアレンタルコントロールはできるのですか。

【村上委員】

Googleが出しているものが、一番管理がしやすいと思います。

できれば、一括で、こういうのができますよみたいな通知を出した方がいいのかなと思います。

【重岡委員】

ありがとうございます。

【西山委員】

資料の4の報告事項3について少し、お聞かせいただければと思ってるんですけども、この立入調査は、バッティングセンター、ボウリング場、ビリヤード場等ということで、15店舗とありますが、用途としては、昔ながらの用途もあるし、それ以外の最近の傾向とかありましたら、この15店舗の中の、この3つだけの数なのか、そこあたりを教えてくださいいただければと思います。

【田口議長】

では、事務局からお願いします。

【事務局】

この条例に基づく立入調査というのは、一番大きいところは、この業種ということじゃなくて、要は先ほどお伝えした深夜に立ち入りをさせたらいけないというところが、条例上は幾つかあります。ただ、業種がいろいろ、たくさんあるものですから、1年で、毎回それを1回とか2回、全部は回れない、ということで、今年度につきましては、沢山ある業種のうちに、バッティングセンターとボウリング場とビリヤード場の業種のところを回りましたという流れになっておりまして、要は、夜間に子どもが行っていないか、夜は来ちゃだめですよという、条例上の規定を守っているかというところで。先生がお尋ねなのは、バッティングセンターとかビリヤード場とか、ボウリング場の機能が以前と変わっているのかというお話ですか。

【西山委員】

いやそうじゃありません。

この3つについてはですね、過去にもこういった立入り調査とかされたと思うんですけども、用途として、今回はこの3つに限ってでいいんですけども、他の用途として、最近の傾向として、深夜の規制があるような場所とか、お祭りとか分かるんですけども、用途上施設として、そういったのは、最近の傾向として、何か新たにあるのかどうか分かれば教えてくださいいただきたい。

【事務局】

立入りの、対象となる場所としましては、他にもカラオケボックス、インターネットカフェ、スロットマシンやテレビゲーム機を設置している場所、ただしこれが風俗営業上のゲームセンターには当たらない場所が、条例上の立入調査の対象となっており、細かい決まりがあります。また、設備を設けて、水泳、スケート、卓球、テニス、そういったものを行わせる営業のもの、こういうところが条例上の対象となっております。

【西山委員】

ありがとうございました。

以前と違って、この対象も少し幅広く、或いは、こういったところもあるよとかいうことを多少期待しておりましたけれども、基本的に、法律的に用途上、風営法以外で提起しているという話になっているので、そういったことを、もし今後機会があれば、最近の用途はこうだよという情報を市民県民から聞かれて、そういったことも視野に入れていただければと思って質問させていただきました。ありがとうございました。

【田口議長】

ありがとうございました。他に何かご質問などはないでしょうか。どうぞ。

【山口委員】

県PTA会長の山口といいます。よろしく申し上げます。今の話にちょっと繋がっているんですけども、北九州のマックで事件がありましたよね。息子たちも塾帰りにマックとか寄るんですけど、そういうファーストフード店なども、何か規制というか、今後かかっていくと良いのではないかなという意見です。以上です。

【事務局】

先ほどからの一連のご意見について、この条例自体が、もう昭和の時代からあるものですので、昭和の時代に、若い子たちが集まって、遊技場であったり、スポーツであったり、主たる目的はそういう遊びの場なんですけれども、そこに集まることによって、派生して不良行為などの温床になっているという、おそらくこのような時代背景から条例でも規定して、そこに集まったり徘徊するということ自体の危険性を、その店の運営する側にも分かっていたらいい、青年たちへの目をちゃんと届かせるように伝える、そういう趣旨もあったと思います。

おっしゃるように、今の高校生とかは、そんなにビリヤード場とか、バッティングセンターとかに集まることなどは少ないかと思います。やはり集まる場所が変わる。それから、先ほどありましたように、人の目があるところでも犯罪に巻き込まれる可能性というのは、ここ数年と言いますか、近年起きている中、この条例上は、あくまでその施設を運営する立場の方に、目を届かせてください、規制をしてくださいという立場で作っているものを、今、ご指摘にあったように、ここで規制できていないリスクから、どう子どもたちを守るかというところが、今後の、近年的な課題になってきていると思います。

そうした中で、あくまでも私たちの業務としては、条例がある中での、その規制の中での調査になるのですが、先ほどのフィルタリングもしかりですが、やはり規制以外、

既存のやり方以外のところで、どういうふうに注意喚起をしていくのか、そしてリスクを私たちが正しく知って、保護者の方や学校関係者の方と共有して、どうやって注意喚起を子どもたちにも届かせていくかという、難しいことだと思うのですが、そういう構図で、今後、規制は規制でやるとして、その方策などを、この協議会の知恵もお借りしながら考えていきたいと思っています。

すみません、答えにはなっていないと思いますが、今後もご意見をいただいていたいと思っています。

【事務局】

今の回答に補足です。

今、条例上、深夜外出について、規制が大きく分けると2つありまして、1つは、お店の方で、先ほどお伝えしたような業種のお店の人が、その子どもを深夜に入れたらいけない、そして、その旨の表示をしてくださいという規定です。もう1つが、こちらはあまり強制力はないのですが、そもそも保護者が、深夜に子どもを出さないよう努めないといけない、という努力義務規定があります。あと、保護者の委託等を受けずに、そういう時間帯に、お店に行く行かないではなくて、連れ出してはいけないという規定もあります。

多分、業種だけで絞ると、条例に書いてある以外のお店は夜中に行っていないのかって話になると思われれます。あと、親の規定が努力義務になっているのは、例えば、夜に法事、お通夜がある、初日の出を見に行く、そういうのも駄目なんですかという話になるので、努力義務という形で規定されています。

今回の北九州の件も、高校生なら塾が終わって帰ると、11時ぐらいになる場合もあるので、規制は難しいところはある。逆にもうその時間は絶対出させてはダメですという規定にすると、親の送り迎えができない子は塾に行ってはダメなのか、というような話になる。

申し上げたかったのは、必ずしも業種だけで、深夜外出に関する規制をしている訳ではないということです。

【澤委員】

3点質問をお願いしたいんですけど、今までの話や、報告事項の前の有害図書のところにも関わるんですけど、有害図書等の指定についてのチャートが3ページにありましたけれども、これを見たときに、やはり条例が昭和46年で、私が子どもだったころに決まった内容になるので、基準のところは、やはり古い感じがしまして、こういった条例を見直すというのは、いろんな段取りがあって難しいのかなと思いますけれども、

今の時代に合った文言や内容にということについて見直すことも必要なんじゃないかなと、それに沿っていろいろなことが決まっていますので、そういう方向はないのかというのが1点目です。

2点目は、15ページの図書等販売店への立ち入り調査についてですが、熊本市内以外の55店舗に行かれたということですが、普段、私たち、子どもも出入りが多いコンビニもそういったコーナーがありますよね。そういったコンビニへの規制というか、そういったものがあるのかというのが2点目です。

3点目は、私は、元小中学校の養護教諭で、今はスクールカウンセラーをしていて、熊本市の教育委員という立場も持っているんですけども、先ほど平田委員が、非行を犯す子どもたちの背景には、やはり虐待とかですね、愛着の課題を持っている子どもたちがかなり多くいるということについて触れていただき、取締まる側の立場におられる方からそのような言葉が聞けたのは、感想になりますが、本当に良かったなと思っています。そして、先ほど少し話題に出しましたが、私の自宅付近で、最近、夜に、暴走行為の音がよく聞こえます。以前も、ニュースで、ギャラリーも含めて少年が捕まったというものがありましたけれども、このような問題も、最近少し出てきているのかということをお尋ねしたいと思います。3点になりますけどよろしくお願いします。

【田口議長】

それではまず、現在に合わせた条例の改正に関する件からお願いします。

【事務局】

今、ご指摘いただきました、基準が古いのではというところですが、確かに、条例が制定されたのは昭和であり、古くなっておりますので、状況に応じて、必要性の方は判断していくべきと考えているところです。しかし、非行少年の原因となる根本的な問題、そういったものは、ここで、犯罪を誘発する恐れがあるものなどといった規定があるのですが、そういった根本的なところは、昔と今でも大きくは変わってはいないのかなと考えております。ただこの表現などは、その時々に応じて、必要に応じて検討する必要があると考えているところです。

また、コンビニへの規制についてですが、コンビニも含め、書籍を販売するところは、有害図書を置く場合、先ほど立ち入り調査の報告のときにお話ししました規定が適用されます。有害図書を少年に販売してはいけない、区分陳列をしないといけないなどの規定で、これは、コンビニも書店も同じです。

ただ、最近のコンビニは、いわゆる週刊誌とかはあるのですが、いわゆるアダルト専門の雑誌など、当初から18歳未満に販売しないような雑誌は、ほとんどコンビニには

置いてないと把握しております。

有害図書に指定するには、審議会を開いて指定する方法もありますし、いわゆる包括指定というものがあまして、これは、例えば、いわゆるアダルトの内容が10分の1以上の本であれば、審議会を開かずに有害図書とみなしますという規定で、そういった規定で有害図書となった場合は、コンビニで販売されている週刊誌も規制の対象となります。

コンビニへの立ち入りも当然検討はしておりましたが、今回は、郊外の図書販売店の有害図書販売に関する問題などが挙がりまして、今回の立入調査は、郊外の図書販売店を対象としたというものです。コンビニについても、立入調査の対象には考えておりますので、状況に応じて、今後、立入調査を実施する可能性は十分にあるというところです。以上です。

【田口議長】

今の2点について何かございますか。

【澤委員】

週刊誌はOKということですか。

【事務局】

週刊誌は内容に応じます。

例えばいわゆるアダルトの内容が10分の1以上とかで、そういった図書は我々職員が確認して、10分の1以上の内容があって有害だとなれば、有害図書にみなすという規定があります。

【澤委員】

そういった場合は、コンビニなどにも周知するというようなことをされるということですか。

【事務局】

はい。

【澤委員】

書店は、ある程度そういう知識についてご存じかもしれないけど、もしかしたらコンビニの方ってそこまで知らないのかなっていうのをちょっと心配したものですからお尋ねしました。ありがとうございます。

【事務局】

様々な意見もあると思いますが、条例改正とコンビニへの立ち入りについてお話しします。

私は実は、入庁して2ヶ所目の職場がこの前身の課でした。その頃は当然もう、保護育成条例はありましたが、その時点でも、当時問題となっていたテレクラ規制を導入するなど、何度も改正されていきました。今回の2月議会で、文言訂正ぐらいの改正ですが18回目となります。

有害図書の指定について、当時はこのような審議会を毎月開催し、「なにという雑誌の何月号」という指定を行っていましたが、それではきりがないので、先ほどから話が出ている包括指定、すなわち総紙面の10分の1以上、そういう場面が20ページ以上のものは有害図書に指定したと見なすという規定が導入されました。このように、条例の方も、いわゆるアップデートされている状況です。

次に、コンビニでの有害図書の販売状況について、平成の初め頃は、コンビニにはどこでも置いてあったので、私たちの方で、九州ブロック、熊本ブロックの本部に規定の説明に回りました。その際、当時は先方からは「各店舗のオーナーの判断で仕入れている。」と言われる。店舗に行くと、「本部から送ってくる。」と言われる状況でした。

その後、女性客の意見もあり、大分改善され、東京オリンピック開催にあたり、外国の方はより厳しいとの判断から、一層、区分陳列等、条例上の措置を行う店舗がほとんどとなり、そもそもその手の本の冊数も少なくなったとの実感はあります。

こちらも限られた人数で立入調査をする関係もあり、そのような状況を踏まえ、やっぱり調査の優先度は下がってきています。ただ、個別でお話があれば、当然回って調査・指導を行います。

【田口議長】

では3つ目の暴走行為等についてお願いします。

【平田委員】

本日は、交通に関する最新情勢を準備していませんが、少年の道路交通法違反の検挙補導数について、令和4年が74人だったところ令和5年は110人ということで大幅に増加しております。明確に把握していませんが、おそらく令和6年も多いと思います。

交通部門の方で、力を入れて検挙対策はしているのですが、やはり、澤委員がおっしゃったように、増えているなという感触はあります。

ただ、私の前の部署が郡部の警察署だったのですが、そこで暴走行為の内容が以前と変わっていると感じるころがありまして、昔の暴走族は、大きな400ccや250ccとかのバイクで、竹竿をつけてというのが、東バイパスを30台とか40台という体制で走っていたのですが、今は、原付にアルミホイールを巻いたりとかしております。

彼らは、スマホ時代ですから、インターネットを使って子どもたち同士で連絡を取り合い、集まる情報を流して、ギャラリーも見には来るんですけども、アルミホイールを巻いたような原付2、3台で走り、警察をからかって逃げていくというケースが見られますので、20年、30年前とは少し様子が違うかなと思うところがあります。

ただ、その背景には、先ほども少し申し上げましたが、家庭に居場所がないであるとか、保護者との関係が悪化しているとか、虐待とも言いましたが、ネグレクトであるとか、そういったものがあるんだろうなと感じており、少年一人ひとりと話す時間があればいいんだけどなと思うところです。

【田口議長】

他に何かご質問などございませんか。

すみません。1つ教えてください。暴走行為をしている方々の年齢層はどうでしょうか。

【平田委員】

すみません。ちょっと資料を手元に持ってきていませんので、正確な数字について今は分かりませんが、以前検挙した少年は15歳でした。15歳前後くらいが多いのかなという感触です。

【田口議長】

ありがとうございます。

今の件について、山本委員は何か情報はお持ちでしょうか。

【山本委員】

家庭裁判所調査官の山本です。バイク非行とか交通事件については、件数としては、今県警本部の方がおっしゃった通り増加傾向です。おそらく令和6年も増えていると思います。

取締まりをきちっとしていただいている結果かなと思いますが、東バイパスの暴走というのも多い感じで、ハロウインの時期も毎年やっているというようなことを聞きます。

数十年前のような手段で、大勢で走るとかじゃないんですけど、スマホの普及でギャラリーとかが集まるというのが、結構常態化していると言いますか、そのような話をする子はたくさんいますし、そうすると暴走とか、そこまではいなくても、ちょっと無免許で運転してみようかなみたいな、バイクに興味があるような子は、確かに裾野が広がっているのかなという雰囲気は持っています。

それと一体のような気がするんですけど、バイクがものすごく好きとか、このさっきの有害図書にあるような感じの全般的に規範意識が下がるのか、大麻についても、普通

に高校に行っている子でも、多少耳にしたり、実物を見たことがあるとか、あとは闇バイトの話とか、盗撮とかですね、その辺は、以前のように、家庭に問題があって、虐待経験なんかもあってとかいう、そういった少年もいるんですけど、そんなに問題がない子たちの方にも情報が回りやすくなっているんで、これはやはりスマホの関係ですね、そういった広がりがあるかなというのが気にはなっています。

ですので、やはり、今日もお話が出てますけど、啓発活動とか、インターネット上の情報には危険が多いんだということを、親子両方に対して説明していくというような活動に力を入れていただくと、裁判所でもそういった活動に力を入れていきたいと思っております。今のところ事件の状況などについて感じるところは、こういったところです。

【田口議長】

ありがとうございます。

6 意見交換

【田口議長】

もう、次第6の意見交換にも入っているところですが、何か気になること、ご質問などあればお願いします。

【村上委員】

本日は教育関係の方がたくさんいらっしゃるんで、是非話をさせていただきます。著作権の話なんですけれども、今、ネット上で、子どもたちの著作権問題がたくさんあるのですが、私は、よく子どもたちに、著作権違反とは、こういう事例があってだめなんだよという話をします。著作権に違反すると、今は、2018年から第三者が訴えられるようになったということで、作品を盗られた以外の第三者からの訴えでも、事件になるんだよというところを、あわせてお話します。その際に、学校の先生方に、著作権の例外を知らない方が多くて、学校教育の中であれば、著作権のものを使ってもいいのですが、それを先生方が知らないから、子どもから、先生が著作権でだめと言ったからこれを使わせてもらえなかったみたいな話が出てきたりします。

私はセミナーで、先生方には例外がありますという話をすると、知りませんでしたと言われたりするので、先生方も何がきっかけで処罰されるか分からないという怖さもあると思うんですが、そういった著作権の正しい部分について、学校で、子どもさんたちも先生方にも、合わせてご紹介いただければなと思います。

【重岡委員】

ありがとうございます。

著作権に関しては、校長を通じて、年に1回は学校に文書を出しているのですが、今、村上さんがおっしゃったような、具体的な事例を挙げての研修というのは、学校現場の一つ一つでは、十分できていないのかなという気がしています。

文書での通知で、著作権や、適用事例も広がっているというのは、周知はしているのですが、それが、一人ひとりの先生方に、どれだけ届いているのかというところは、教育委員会でも、もう一度確認をして、しっかりと対応していきたいと思います。ありがとうございます。

【田口議長】

他にございませんか。

【澤委員】

立場上、教科書の選定にも関わっているのですが、技術科の教科書には、著作権について取扱ってあります。ですから、技術科以外の先生方も一緒に学んでいただくように、校内研修とかをしていただければよいのではと思いました。

【田口議長】

ありがとうございました。他に何かございませんか。

【福井委員】

ご質問なんですけれど、10分の1以上という先ほど話が出ました包括指定の話なんですけれど、今年度、それで対応された件数が、もし分かれば教えていただきたいというところが1点目です。

2点名は、感想のような形になるかもしれないんですけど、先ほどからお話に出ている暴走行為とかにも絡む話で、裾野が広がっているのではないかというお話もあったんですが、私もちょっとそれを感じているところで、やっぱり暴走行為については、お兄ちゃんやお姉ちゃん世代の暴走行為のギャラリーとして見に行ったりとか、そういうところから始まって、そういう上の世代と繋がってしまい、そこでSNS交換なんかしたりして繋がってしまって、そのあと大麻などを誘われて触れてしまったりとか、やっぱりそのギャラリーというのが、1つの悪い情報交換の場になってしまっている可能性はあるなというふうに思ったんですけれど、暴走行為を規制するというか、取締まった場合は、ギャラリーで来てた子たちというのは、深夜徘徊の補導とかでの対応をされることになるのでしょうか。

【平田委員】

そうです。

【福井委員】

やっぱり家庭の問題とかがあると、そのきょうだいというところが大きくなってく
るのかなと思うので、きょうだいが、ギャラリーだったり暴走行為とかで関わっている
ときには、よりその家庭の背景というのを見ていただきたいなと思ったところで

【田口議長】

有害図書の件についてお願いします。

【事務局】

有害図書のいわゆる包括指定の件数なんですけども、今年度はゼロです。昨年度は、
今、正確な数までは把握しておりませんが、包括指定をしております。これまで主に、
通報があって指定するということが多く、今年度は通報がありませんで、指定をしてお
りません。

【事務局】

そもそも包括指定というのは、先ほどもお伝えしましたが、導入された背景として、
世の中には有害図書に該当する本が多くあり、個別指定が追い付かない状況がありまし
た。そこで、一定の基準を設定し、それを満たしたものは指定されたものと見直す、と
いうみなし規定であり、個別に指定しなくても有害図書であるという前提です。

先ほど、お伝えした件数について、カウントする場合は2つあり、1つは、通報に基
づき、改めて現物を確認し、該当するかどうかを確認した件数、もう1つは、他県で多
いのですが、包括指定だけだと、逆に言うと個別指定しなくても、こちらでアクション
を起こさなくても指定となることから、有害図書規制の存在をみんな忘れてしまうので、
例示として、関係者に周知・広報するために、包括指定の基準に該当するものをあえて
個別指定することがあります。よって、包括指定件数自体には、さほどの意味はないと
判断しています。

【田口議長】

他にございませんか。

【市原委員】

質問ではないのですが、本校では、幼稚部の3歳児から20歳までの子どもたちがお
り、その子育ての様子を見ていると、幼稚園の3歳児のときからスマホを使いこなすよ
うな子たちもいます。学校保健委員会で、小児科の先生から、コロナ禍の前は小児科の
待合室に絵本が置いてあって、保護者さんが読み聞かせをしていたのですが、コロナ禍
の影響で絵本を省いてしまうと、子どもをおとなしく待たせるために、スマホを与えて
るという状況があるそうです。親御さんは、仕方なくスマホを与えているという部分
があると思いますが、小学生や中学生になってスマホの危険性を伝えても、難しいところ

があるのかなという実感があります。

また、スマホに関するトラブルなどについて、どこまでが学校職員が対応する範疇なのか、フィルタリングについても、保護者の方の対応によって変わってくる部分があるので、とても難しいなと感じているところです。あくまでも個人的な感想です。以上です。

【田口議長】

保護者の皆さんへの啓発活動という点で何かありませんか。

【村上委員】

保護者の方からいただくご質問で、何歳から子どもにスマホを持たせたらいいですか、ゲーム機を持たせたらいいですか、とよく聞かれます。私がお伝えしてるのは、スマートフォンは、むき出しの包丁と一緒になんですよということで、無かったら、その技術が使えないということで、よく子どもたちの授業でやっているのが、例えば、包丁が無くてカレーライスはどうやって作るの、先生が今から牛を連れてくるから牛を肉にするところからだよ、このときどうするの、包丁があった方が便利だよ、でも包丁って危ないから、お家で使い方を習うし、家庭科の授業でも使い方を習って、けがをしないように使うよね、スマートフォンも一緒に、無いなら無いで仕事にはなるけど、時間がかかるよね、と言って教えています。危ないところもあるのですが、使い方が大切です。

あと、その子どもさん本人の性格、スマートフォンを渡すと、包丁で例えると、むき出しの包丁を振り回しながら、オレ包丁持ってるぞというタイプの子には、高校生になってから持たせるとか、また、慎重なタイプの子は中学校3年生になってから渡すなどといったように、そのイメージを持っていただく。うちの子は、例えば包丁をむき出しで持たせたら何歳だったら大丈夫かなと考えていただくようなことを保護者の方に言うと、腹落ちしていただけるのかなと思いますので、そういう、何か例え話して、子どもさんそれぞれに合った時間というか、時期で考えていただければなと思いますので、参考にさせていただければと思います。

【田口議長】

ありがとうございました。皆様からまだご意見をいただきたいところなのですが、時間が迫って参りました。本日も議論いただき、大変参考になったと思います。多方面の方々、様々な業種の方々がお集まりだからこそ、いろんな議論ができたと思いました。

この議論を、ぜひ、それぞれの団体にお持ち帰りいただきまして、やれるところからきちんとやって、子どもたちの健全育成に努めていただければと思います。

それでは、進行を司会の方に戻したいと思います。よろしく申し上げます。

7 閉会

【司会】

田口会長、ありがとうございました。皆様、本日は長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。今後も青少年健全育成に向けた様々な施策につきまして、皆様のご意見等いただきたいと思っておりますので、改めましてお願いいたします。

それではこれで閉会とさせていただきます。